

【ロシア】汚職対策を目的とする法改正

海外立法情報課 小泉 悠

* 2017年4月3日、汚職対策を強化するための新たな連邦法が施行された。これまでの経緯と新しい法律の概要を解説する。

1 ロシアにおける汚職問題

ロシア社会では汚職が広くまん延しており、大きな社会問題となっている。汚職・腐敗監視活動を行う国際非政府組織の「トランスペアレンシー・インターナショナル」によれば、2016年時点におけるロシアのクリーン度は176か国中131位と、極めて低い水準にある（注1）。このため、汚職対策はロシア政府にとって喫緊の課題と認識されてきた。特に2008年に成立したメドヴェージェフ政権は汚職対策を重視し、2008年5月に反汚職国家委員会を設置したほか、同年12月25日連邦法273号「汚職対策について」（以下「汚職対策法」という。）（注2）を制定して汚職対策のための国家的体制や基本方針を定めた。同法は、公務員及びその家族（配偶者及び子）の収入、資産、負債を公表することを義務付けており、2009年から制度の運用が開始されている。また、申告が事実であるかどうかを調査する機関も各省庁に設置された。

また、2010年以降は「反汚職国家計画」を2年ごとに大統領令として策定しており、大統領によるトップダウン型の汚職対策を進めてきた。現在実施されているのは、2016年4月1日大統領令第147号「2016-2017年の反汚職国家計画について」（注3）であり、政府が行うべき汚職監視活動や汚職対策教育の実施について具体的な目標を定めている。

しかし、前述のように、ロシアの腐敗度は国際的水準に照らして依然として極めて高い。たとえば、2015年にはサハリン州知事、2016年にはウラジオストク市長及び経済発展相が汚職容疑で逮捕されるなど、汚職事案が後を絶たない。汚職問題に対する国民の不満も高まっている。ロシアの有力世論調査機関であるレバダ・センターが行った汚職に関する世論調査（注4）によると、回答者の79%は政府機関の全部又は大部分で汚職が行われていると考えているほか、89%はこのような汚職のまん延を絶対に許せない又は許容すべきではないと考えていることが明らかになった。2017年には、メドヴェージェフ首相の不正蓄財疑惑をきっかけとして都市部で大規模な反政府デモが発生している。

2 法改正の概要

このような状況下で、2017年4月3日連邦法第64号「汚職対策に関する国家的政策の改善を目的としたロシア連邦の個別の法令の改正について」（注5）（以下「汚職対策強化法」という。）が施行された。これは汚職対策法が規定する措置の実効性を高めることを目的としたものであり、具体的には以下の内容を含んでいる。

第1に、2003年10月6日連邦法第131号「ロシア連邦の地方自治体における一般原則について」（注6）（以下「地方自治体法」という。）、2004年7月27日連邦法第79号「ロ

シア連邦における文民国家勤務について」(注7)、2007年3月2日連邦法第25号「ロシア連邦における地方自治勤務について」(注8)(以下「地方自治勤務法」という。)が改正され、地方選挙によって選出された地方議員等(以下「地方公選職者」という。)、国家公務員及び地方公務員は、直接又は代理人を通して企業活動を行うこと、商業組織及び非営利団体の運営に参加することが原則的に禁止された(連邦法による特別の定めがある場合や、政治的・社会的活動に関しては除外)。

第2に、地方自治体法第40条第7項に補足条項として第7.2項が新設された。これは地方公選職者の収入及び資産を連邦構成主体(ロシア連邦を構成する州、地方、共和国等)の長(知事、大統領等)の決定によって監査することを認めるものである。汚職対策法の規定により、地方公選職者は本人及び家族の収入及び資産を申告・公開する義務を負うが、今回の改正では、申告された情報が事実かどうかを検証することも可能となった。実際の収入及び資産が申告と異なっていた場合や、その他の汚職対策法違反が発覚した場合には、連邦構成主体の長は当該地方公選職者の職務を一時的に停止するとともに、適切な措置を講ずる権限が新たに認められた(地方自治体法第40条第7.3項)。

第3に、地方自治体の長として職務を行っている者及び当該の職に立候補する者並びにその家族の収入、支出及び資産を連邦構成主体の長に対して申告することが義務付けられた。従来の汚職対策法における規定では、地方自治体の長にはこうした申告義務が課されていなかった。申告された情報は地方自治体のウェブサイト上でも開示される。さらに汚職対策強化法では汚職対策法第8条の改正によって国防・治安機関の高等教育機関に入学した者に対しても同様の申告が義務付けられた。従来の汚職対策法では国家公務員、地方公務員、政府機関職員には申告が義務付けられていたが、軍や警察等の正規職員を養成するこれらの学校の生徒については明確に位置づけられていなかった。一方、徴兵によって軍務に就いている者については申告が免除された。

注(インターネット情報は2017年4月18日現在である。)

- (1) *Corruption Perception Index 2016*, 2017.1.25. <http://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016>
- (2) 連邦法 2008.12.25. N 273-ФЗ. “О противодействии коррупции.” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_82959/>
- (3) 大統領令 2016.4.1. N 147. “О Национальном плане противодействия коррупции на 2016-2017 годы.” <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&firstDoc=1&lastDoc=1&nd=102393795>>
- (4) Левада-Центр, *Институциональная коррупция и личный опыт*, 2017.3.28. <<http://www.levada.ru/2017/03/28/institutsionalnaya-korruptsiya-i-lichnyj-opyt/print/>>
- (5) 連邦法 2017.4.3. N 64-ФЗ. “О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в целях совершенствования государственной политики в области противодействия коррупции.” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_214785/>
- (6) 連邦法 2003.10.6. N 131-ФЗ. “Об общих принципах организации местного самоуправления в Российской Федерации.” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_44571/>
- (7) 連邦法 2004.7.27. N 79-ФЗ. “О государственной гражданской службе Российской Федерации” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_48601/>
- (8) 連邦法 2007.3.2. N 25-ФЗ. “О муниципальной службе в Российской Федерации” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_66530/>